

# 第3回地方出先機関分科会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

# 第 3 回 地方 出先 機関 分科 会

## 議 事 次 第

日 時：平成 20 年 7 月 15 日（火） 10:30～11:51

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

地方厚生局の事務・事業に関するヒアリング

3. 閉 会

小幡主査 それでは、ただいまから「第3回 地方出先機関分科会」を始めさせていただきます。

私どもは、第2回地方出先機関分科会において決定しましたが、地方出先機関の事務・事業に関するヒアリングについては、分科会の委員に2つのワーキンググループに分かれていただいて、各ワーキンググループに御担当いただく地方出先機関の事務・事業を割り振り、ヒアリングを進めていくということとしております。

本日は厚生労働省の地方厚生局からのヒアリングということで、ワーキンググループ第1の私小幡と、浅羽専門委員、内山専門委員が担当となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事は私の方で進めさせていただくことといたします。本日の議題は、地方厚生局の事務・事業のうち、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の国家試験の事務、これは12ございますけれども、12国家試験に関してヒアリングを行いたいと思います。

本日のヒアリングにつきましては、厚生労働省との率直かつ自由な意見交換を確保するため、官民競争入札等監理委員会運営規則第5条の規定の例に準じまして、会議は非公開といたしまして、後日、議事要旨を公開することといたします。ということで、委員の皆様よろしゅうございますでしょうか。

それでは、地方厚生局の事務・事業に関して、厚生労働省の皆さんから説明をお願いしたいと思います。厚生労働省からの説明は、大体20分ぐらいとさせていただきます。その後、50分ほど質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明の方よろしくお願いいたします。

中山参事官 地方課の中山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、今、お手元の資料にございます「1.地方厚生局の沿革」「2.地方厚生(支)局の名称、所在地及び管轄区域」、1枚おめくりいただきまして「3.最近の地方厚生局を取り巻く状況」の2枚につきまして御説明いたします。

まず「1.地方厚生局の沿革」でございますが、ごらんのように、平成13年に中央省庁の再編がございました。これを機に、地方支分部局としてスタートしたということでございます。

この設置の背景としましては、平成10年の中央省庁等改革基本法におきまして「政策の企画立案機能と実施機能の組織的分離、ブロック単位の地方支分部局の総合化により、国の組織の減量効率化を図る」と、こういう基本方針が示されたことが契機になってございます。

その方針に従いまして、中央省庁再編時の13年の1月に、従来から設置しておりましたブロック機関、国立病院の指導、監督をしておりました地方医務局と、麻薬等の監査、取締りをする地区麻薬取締事務所、この2つの支分部局を統合しまして、かつ、本省において実施しておりました各種の衛生・福祉分野の許認可、これは具体的に申し上げますと、看護師の養成所の指定、監督を含めました、いわゆる医療従事者の養成所の指導、指定、

監督というようなもの。

もう一つ、福祉分野の許認可といいますのは、社会福祉法人の指導、監督ということ、更には、監視・監査業務、医療監視、薬事監視といった監査業務、併せて健康保険組合、厚生年金基金の監督業務等に移管して設置されたという経緯がございます。

その後、いろいろと地方分権が推進されていく中で、旧厚生分野になりますが、保健、医療、福祉の実情を踏まえた政策が展開される。つまり、厚生行政の実施機関という位置づけでスタートし、地方支分部局として位置づけられているということでございます。

2番でございますが、名称、所在地の管轄区域ということで、7局1支局が設けられております。

次のページですが「最近の地方厚生局を取り巻く状況」。このページの前段の部分は今、申し上げたとおりでございます。要は厚生行政の政策実施機関として、7局1支局1支所ということでやっておりますが、真ん中下の方に、3つの区分に分けて、左下ですが、1つ目は「国民のニーズに即した直轄事業」でございます。確定拠出年金、確定給付企業年金に係る承認。それから、医療観察法に基づく対象者の移送。

これは平成17年に、医療観察法が施行されましたわけですが、重大な犯罪と申しましょか、殺人あるいは強盗を犯しまして、残念ながら、犯したときに心身喪失状態になるというような場合に、検察から不起訴処分あるいは裁判において無罪となって不起訴に對しまして、地方裁判所における審判があります。

つまり、そういう心身喪失状態を鑑定入院という形にしまして、そこで地方裁判所で審判を受けまして、その後、今度は厚生行政分野に行きまして、厚生労働大臣が指定する指定医機関に入院をさせた鑑定入院先の病院から、厚生労働省が指定する指定入院医療機関に移送するといった業務を、厚生局が担っているというのが、最近の業務として加わっております。

あとは、麻薬、覚せい剤等の取締り。これは地区麻薬取締事務所で受けたものを、そのまま、今は麻薬取締部という形で存続しております。

それから、今日、議題になった医師、歯科医師等の国家試験の実施。

また、真ん中ですが「事業者等の指導監督」がございまして、介護保険の居宅サービス事業者、あるいは医療法人、社会福祉法人等の指導監督などもやっております。

併せて医療監視、薬事監視、それから、3つ目の黒ポツですが、これは実は、社会保険庁改革に伴いまして、今年の10月から、いわゆる保険医療機関に対します指導監査といった事務が、地方厚生局に移ってきます。これがこの先、また1つの大きな事務・事業の柱になるということでございます。

それから、3つ目の右でございますが「地方自治体の支援・連携」ということで、医療費適正化の推進というようなことで、医療構造改革を推進する支援をします。

いろいろと自治体が計画を立てまして、それが地方厚生局が自治体に対していろいろ支援・サポートしていくという役割も担っております。

それから、児童扶養手当制度に係る法施行事務の指導、また、各地いろいろ自治体向けに補助金を交付しております。こういった執行事務もやっているというのが、地方厚生局の現状を取り巻く今の状況でございます。

以上でございます。

杉野課長 続きまして、私の方から、もう一つの資料「国家試験業務」をお配りしておりますけれども、少し流れに沿いまして、厚生労働省の本省と、地方厚生局がどういう役割分担で仕事をしているのかというのを、お聞き取りいただければと思っております。

年間を通じて、3月から4月としているわけですがけれども、スタートは9月くらいに、厚生労働省の方から、医師国家試験の場合、各大学に対して、今年は何人くらい受験する見込みですかと調査を依頼いたしまして、その回答が、本省にも来ますけれども、各地方局の方に、大体このくらいの人数が受験しますという連絡が入ってまいります。

そうしますと、各地方局におきまして、それくらいの人数が受験するのであれば、教室は何教室くらい必要で、そのための会場はどれくらいの規模が必要で、そのための監督者数はどれくらい必要かといったことの試算をいたしまして、右側に書いておりますけれども、まず試験会場の確保から作業がスタートするということになります。

その直後、年度当初に本省が地方厚生局の関係者を集めまして、その年度の国家試験の全体の打ち合わせ会議をやりまして、いよいよ具体的な作業がスタートするということになってまいります。

細かいところでは、6月には消耗品使用見込調査がありますけれども、これは例えば、実際に答案用紙を回収して、それを厳重に段ボールに梱包して運ぶとか、そういった様々な消耗品がありますので、その消耗品がどの程度必要なかといったことを調査して、本省の方で一括購入をするといったような作業があります。

それから、10月くらいになってきますと、いよいよ具体的な試験の実施についての実施要項を通知するといったことが、地方厚生局辺りに組まれます。

更に、11月には受験願書の受付あるいは受験資格の審査といったことが始まります。受験資格の審査というのは、国家試験もいろいろだと思えますけれども、国籍も学歴も何も問わないといった国家試験もあるかもしれませんが、医療関係は厳しく受験資格をチェックしております。

例えば、難しいところで言いますと、看護師さんでも准看の資格を持っている方というのは、准看を持っていて次に看護師試験を受けるとすると、いろんなルートがありまして、例えば、看護師受験資格を取れる次の学校に進むということもあり得ますけれども、最低10年以上の現場経験を踏まえて、更には通信の教育も受けて、初めて受験資格は与えられる。

あるいは臨床検査技師ですと、これは別に出身学部は問わないんですけれども、獣医であれ、薬学部であれ、特定の学部ではないんですが、特定の授業科目をしっかり履修して単位を取得しているかといったことのチェックでありますとか、そういった、それぞれの

職種に応じた細かな資格審査といったものもありまして、場合によっては本省と協議をするといったことも、この段階で行われることになっております。

国家試験でいろいろ担当がありますけれども、医療関係は厳しく審査をさせてもらっているという仕組みになっております。

それから、細かい話ですけれども、受験用の写真用の台紙の送付でありますとか、あるいは出願者数の調査、報告といったことをもう一度確認いたしますとか、あるいは年が明けますと、本省から実施細則の部分が送られてきて、その紙をチェックするとか、個別の受験者に受験票を発送するとか、こういった作業を経まして、いよいよ1月の末から2月にかけて、本省から厳重に梱包された試験問題、答案用紙が送られてきて、管理をして、試験の本番になります。

試験の本番は、後ほどごらんいただきますけれども、どの職種も結局はこの時期に集中するわけですが、この寒い時期に全国の各会場で試験を実施します。

会場の設営、試験監督、回収をやるんですけれども、全体を通じてかもしれませんが、この地方厚生局での仕事で最も神経をとがらせるのが、本番の試験会場でのトラブルの処理であります。

これが非常に難しく、よく新聞に出ているのは大学入試センター試験でトラブルが起こって、そのトラブルごとに文部科学省の本省に連絡を入れて、そのときの処置の指示をしたり、場合によっては全国の会場に指示を飛ばして、試験問題の一部にミスが発見されたから、その部分をこうしろとかという指示を飛ばしたり、といったことをやるわけなんですけれども、実は、この医師関係の試験でも同じことをやっております。

本省に担当室がありますので、そこに担当者を集め、それから、大学の先生が担当されております試験委員会の委員長も待機をいたしまして、試験の実施の間は、各会場からの連絡を待って、それぞれのトラブルの指示を飛ばすということをやっております。

多分、浅羽先生もそういう経験があるかもしれませんが、試験監督業務は本当に嫌なんですけれども、ある意味、入試センター試験というのは御覧のとおり、大学の試験なんで国家試験ではないんですが、こっちの医師関係の国家試験というのは、司法試験と並んで、並ぶかどうかわかりませんが、相当重たい試験だと思っておりますので、非常にその辺りは神経を使って、トラブルが起きないようにということをやらせていただいているというのが、この試験会場での最大のポイントだろうと思っております。

それから、最終的には卒業証明書の確認といった作業もありますけれども、合格発表、これは本省でもありますが、地方厚生局でも合格発表をするというところまでやりまして、一応、1年の業務が完了するということになりまして、かつ、12職種ありますので、12の職種についてのサイクルが、ほぼこれと並ぶような形で、年度末に向けて作業が進んでいくということになっております。

そのことを活字にしたのが2枚目、3枚目でございますけれども、そこは省略いたしまして、4枚目に行きますと横長になりますけれども、資料1と書いてありますが、各職種

の試験日程が載っております。

ごらんいただきますと、やはり年明けの2月～3月にかけての試験ということで、集中している形になっております。試験地はごらんのとおりでございます。

ですから、ある意味、季節労働的なところがあるというのが、この国家試験業務の特徴かなと思っております。

それから、次におめぐりいただきますと、非常に細かな数字で申し訳ありませんけれども、各地方厚生局におけます、職種ごとの会場本部員あるいは監督員について、厚生局の職員と民間に請け負ってもらっている職員の先と、何人ぐらいで分担してもらっているかという表でございます。

いろいろばらつきがございますけれども、基本的には会場本部に勤める本部員、それから監督員ともに、厚生局の職員を中心に据えながらも、それでは足りませんので、民間の方々にも委託をいたしまして、助けてもらって仕事をしているという形になっております。

小幡主査 今、この資料については、この差し替えの方でよろしいんですね。

杉野課長 そうです。失礼いたしました。

それから、その次の資料は、また小さな資料なんですけれども、経費に関わる資料でございます。

例えば、一番左上をごらんいただきますと、医師のところでは会場借料、それから、その他経費と分かれておりまして、その他経費は監督業務委託費、これがまさに民間に頼む委託費ですけれども、その他、休日に出勤する職員に対する経費、通信運搬費、その他となっております。どの職種もそうですが、1つの大きな固まりとしては、会場借料の経費がそれなりの固まりがありまして、その上で、その他経費のうちの民間への業務委託費、これが一番大きな固まりとなっております。

各職種、各会場全部通じまして、一番右下にございますように、総額2億3,800万余りということになっております。

それから、一番最後の紙ですけれども、これは各試験の出願者数、合格者数の分布になっておりまして、一番右の欄をごらんいただきますと合計がございます。

最後の合計のところは、13万人余りの出願者、受験者があって、合格者数は10万人ぐらいということなんですけれども、一番大きなボリュームは、上から5段落目の看護師で、大体5万人が受験して、4万人余り、5万人弱が合格するという状況でございます。

駆け足でございますけれども、資料の説明は以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のございました事項について質疑を行いたいと思います。

厚生労働省さんからの回答も含め、11時40～45分ぐらいまでとさせていただきますと思います。

私どもみんな、大学の教諭なので、試験は現場では慣れているところがございます。ただ、私立大学ですと要するに、センター試験については大学の試験とおっしゃいました

けれども、自分の大学とは全然関係ないところを受けている実態です。

杉野課長 意識的にはそうですね。

小幡主査 そうですね。やはり、自分の大学に受けてくる入試と全然違うというのを既に経験しております。

初めに、今の資料の費用の関係で、経費でお伺いしたいんですが、これは出先機関の厚生局自身の職員さんも、当日いろいろ働かれるわけですよね。

杉野課長 そうですね。

小幡主査 日曜日とかも出ていくということは当然ありますね。そういうのは入っていないんですか。

天童室長 一部「人件費（アルバイト）」というのがありまして、その中にアルバイトではないんですが、休日ですから勤務を要しないのに出ていますので、一部謝金みたいなのがこの中に入っています。

小幡主査 時間外分だけということですね。

天童室長 はい。平日はもちろん勤務ですので、土曜日曜にやる職種の分だけです。

小幡主査 ですから、張り付いている方というのが、他の業務もやっているというような話ではございますが、それが何人でしたか。

天童室長 9名です。あとは、地方厚生局の総務課の中に国家試験係というものがあります。

小幡主査 そうすると、1つに1人ずつぐらいの感じになりますか。

天童室長 はい。

小幡主査 厚生局は9つで、1人ずついるということですね。

だから、その大元の人件費はここには入っていないということですね。

天童室長 それは入っておりません。

小幡主査 わかりました。どうぞ。

内山専門委員 これも確認なんですけれども、非公開資料の3枚目「主な業務内容」というところの「7 試験実施、試験監督等」とありまして、要は本省の方から実施細則を作って配って、各支部局で実施業務を行うということなんなんですけれども「(1) 試験実施の準備(監督員の配置計画作成、監督員用のマニュアルの作成、試験問題等の管理)」ちょっとここが引っ掛かったんです。

というのは、マニュアル作成というのを各厚生局に任せてしまっていると読めるんですが、それが若干奇異に感じるんですが。マニュアルも恐らく、本省で統一的に作っているんですが、作成というのはどういう御趣旨ですか。

天童室長 実施細則を、実際こういったものなんですけれどもつくって、これについては一部見せられないものが入っています。

というのは、来年の医師国家試験の、この時点でまだ公表されていない試験の冊数、今年の春であれば、医師の国家試験であれば3日間で500題の問題を解くわけございま



すが、問題の冊子と視覚素材、いわゆるレントゲンの写真とかがあるわけでございますけれども、それが今年は9分冊になっております。前の年は8分冊。

これは公表も一切していないものですから、監督員のマニュアルというのは、そういったものは必要ないというか、お知らせするわけにはいかないものですから、このマニュアルというのは実施細則の中に詳しく、時計のチェックですとか、時間になったら退室はどうするかとか、細かいものまで、いわゆる監督員が発言するものまで書いているものですから、そういったものを抜き出してつくってもらおうという趣旨です。

内山専門委員 そうすると、何と言いますか、中身の文章自体は本省のつくられたものをやるんですか。それを分離した物理的な作業ということですか。

天童室長 はい。

内山専門委員 わかりました。

小幡主査 マニュアルは独自に出先機関の方が。

天童室長 そういうものもありますよ。

小幡主査 どういう。

天童室長 というのは、非常に監督員も一般競争入札で民間の方が、厚生局の職員だけではなくて、民間監督員になりますけれども、やはり、その局独自に、その局だけで間違い、ミスが発生したということがあれば、そこは必ず、翌年のマニュアルの中に、特に注意すべき点として、個別につくるということも局によってはあります。

小幡主査 局だけで起きる間違いというのはあるんですか。

杉野課長 試験会場がそれぞれバラバラなので、全部同じ会場でやりませんから、そういったところの違いとかはあります。

天童室長 1会場でも、東京でやるにしても、各大学によって。

小幡主査 そのこの会场上の注意とか、そういう非常に理屈的な話ですね。

杉野課長 そうです。詳細なマニュアルは、こちらの方からはお送りするだけでも、それを補うことが。

小幡主査 付け加えることがあるだろうと、そういう程度。

今、少し質問をしていただいて、実は今お話になったのというのは、試験の実施の姿を御説明いただいたんですが、我々としては、官民競争入札市場化テストにかけられるのではないですかという問いかけをしているわけです。それに対して、どういうことでできないというお話は一切なかったんですが。

杉野課長 済みません、この資料の説明だけかと思ってまいりましたので、今日は御質問いただいてお答えするかと思っていて、勘違いしておりました。

小幡主査 すべて質問形式でこちらからいけばいいんですね、わかりました。

それでは、本論なんですけど、まさに今、厚生局さんがなさっている試験の実施という業務ですが、これは国家試験ですので、国の方で統一的になさる。ですから、問題や回答についても一元的に、統一的に国が、本体がなさっている。実施だけを出先機関、厚生局に

やってもらっているということだと思っんです。まさに、中核はすべて国自身がなさって  
いて、実施のところだけを任せているという状態だと思っんです。

この実施だけを任せている状態というのは、我々、官民競争入札が前々から、こういう  
試験の実施というのは、まさに市場化テストに一番最適であろうと、既に2年ぐらい前か  
らお出ししている業務の性質なんです。

今、実態をお伺いしたところ、まさに試験の実施でありまして、これは何も官が担う必  
要はないのであって、勿論、既にかんりのところを民間に出していらっしやるという説明  
もございましたけれども、そうであればなおさらです。今、出先機関が実施としてやって  
いらっしやるものを、すべて官民競争入札なさっても構いませんけれども、官民の競争と  
いうことをなさっても構いませんけれども、それにふさわしいと我々も考えております。  
これは既に、分科会で我々としてはそう考えていると。

どうしてもできないという事情があるかという、我々はないと思っっていますが、そこ  
ら辺の御説明をいただかないと納得できません。

杉野課長 文章ではなかなか、その辺りのことが説明できていないかもしれませんので、  
今日はせっかく機会をいただきましたので、このように思っしておりますと言うことを、率  
直にお話し申し上げたいと思っしております。

まず、大前提の話なんですけれども、試験の実施の部分は地方局でやっている。それ  
はそのとおりなんですけれども、少し違うニュアンスだなと思っしております。先ほど、  
試験の中で最も気を遣うのは、試験当日の話だということを申し上げましたけれども、単  
に試験の作成とか、全体の企画立案を本省でやって、あとの実施は地方局でやっている  
という姿とは違っっていて、そのまさに試験実施の本番は、本省と地方局が一体となっ  
て、間違いのないように試験の実施の完璧を期すというのが、少なくとも私どもが知っ  
ている医療関係の国家試験の実施の姿だと思っしております。

試験の実施は地方局だけでやられているというのは、一見総委託かもしれませんけれど  
も、何もないければそれでいいんですが、試験の実施で一番重要なのは、間違いがない  
ようにすることです。必ずトラブルは発生します。天候だろうが、個別の受験者の病気、ト  
ラブルだとか、あるいは試験問題そのもののトラブル、場合によっては試験時間のミス、  
会場のトラブル。どういった場合でもトラブルは発生して、そのトラブルをどうやって最  
小限度に抑えて、全国公正に結果的にはできましたということを社会的に説明できるかとい  
うところを確保するというのが、試験実施の最大のポイントだと思っしております。それ  
はまさに、入試センター試験の場合もそうなんですけれども、本省と現場の地方局が連絡  
を取り合っ、そういうことがないようにやっているというところが、1つ基本的な私た  
ちの意識でございます。

その上で、確かに先生方は、国家試験全体についてお調べいただいております。国家  
試験の中には既に市場化テストをされている試験もあると伺っしております。そういうもの  
かもしれないと思っっているんですけれども、国家試験といえども、さまざまだろうと思

っておりまして、例えば、既に市場化テストをされている通訳案内士でありますとか、あるいは情報処理技術者。私もにわか勉強で拝見させてもらったんですけども、あの国家資格試験というのは、そもそも受験資格を一切問わず、かつ、通訳案内士は業を独占できるということは言うておりますけれども、現実の問題として、毎年2,000人の合格者を出したら、2,000の方々が通訳案内士業に従事しているとは思えないわけでありまして、ある意味では、その両者とも能力認定試験に近いものなのかなと思います。

情報処理技術者はまさにそうだと思います。あれは、その資格を持たなければこういう仕事はできないというものではなくて、能力の証明だろうと思っておりますけれども、そういう能力証明型の国家試験の場合と、それから、法曹あるいは医師、そういったプロフェッションと直結するような国家試験というのは、やはり、その重みと言いましょか、重みと言うと、その他の担当省庁さんに申し訳ないんですけども、やはり世間的に見たときの重みといったものが違いますし、仮に両方とも効率化を求める必要があるとしても、あえてテストをして、リスクを冒すことが適当かどうかということについては、その対応ぶりは、おのずと違ってくるのではないかと考えております。

とりわけ、小幡主査の前であれなんですけども、例えば、人の人生を左右しかねない法曹関係者の資格試験と同様に、人の生命を左右しかねないような医療関係の資格試験といったのは、ともにそれぞれ重い重い資格試験だと思っておりまして、それは、ある意味では効率化の努力もしなければいけないけれども、まず、やらなければいけないのは、試験そのものが間違いなく確実に、公平に公正にやられていて、世間から、あの試験を通過すれば安心である、間違いのないというふうに評価されることが大切なのではないかと考えておりまして、その点でも、国家試験はいろいろありますけれども、少し切り分けて御議論いただく必要があるのではないかなと考えております。

加えて、医療関係を申し上げますと、これは法曹も同じですけども、資格を得ますとすぐに現場に行けます。医師の場合は独立して仕事ができます。それと同時に、例えば先ほどごらんいただきましたように、毎年5万人近い看護師さんが誕生するわけですけども、そのほとんどが、即戦力として医療現場で迎えられます。

逆に言いますと、試験で何かミスをして、1月でも2月でも、再試験のために看護師さんが4万人、5万人の単位で現場に出られないといったことが起きると、医療現場は大混乱です。

そういった、職業資格あるいは職業現場と直結する性格を持つ、こういった国家試験というのは、市場化テストの必要性が全くないとまでは言いませんけれども、市場化テストをやるにしても、その検討は十分に慎重な判断が必要ではないかと考えております。

余りしゃべり過ぎて何ですので、とりあえずこのところから。

小幡主査 ちょっと切らせてください。

もう3人とも話すことを考えているんですけども、いろいろ市場化テスト官民競争入札について、基本的なところがかなりわかっていただいていないなと考えております。

まず、ミスを行さない。何で、出先機関自らやれば、ミスを行さないのか。これ十分ミス犯し得ます。しかも、今、例えば近畿などは、既に監督員なんていうのは全部請負先だけでやっています。同じ理屈で、この人たちがミスを行さないと言えるかです。

これがもし、我々の公共サービス改革法の方でいけば、逆に、民間委託先にみなし公務員規定、秘密保持義務がかかりますので、本当に公正にやりたい、確保したいところであれば、我々の公共サービス改革法を使った方が、今の状態よりもよほど安心です。

そこら辺がまず第一に、民間であればミスを行し、官であればミスを行さないという論理もおかしいですけれども、今の実態から見ても、より危ない状態。そんなに公正公正と言うのであれば、せめて秘密保持義務、みなし公務員等がある方が、より安全でしょうという切り返しに当然になります。

私だけ言ってもあれですから、どうぞほかにも。

浅羽専門委員 本当に小幡主査がおっしゃったこととかぶりますけれども、アプリアオリに官ならちゃんとやるけど民はだめだというのは、これはやはり、勿論、官の方がそのように考えられるのはわかりますけれども、ただ、それは今の世間一般の常識とははっきり違います。

では、民なら何でもいいのかということは勿論ないですが、官と民で本当にそんな区別があるのかというのは、これはもう少し根本から批判的に考えていただきたいと思います。

特に、この公共サービス改革法の場合には、単なる価格だけの一般競争入札ではなくて、総合評価方式でやります。しかも、非常に詳細な実施要項をつくりまして、どのような水準を業者が満たすべきかということを決めるわけです。それで、総合評価方式でちゃんと選びますので、価格だけ安かろう、悪かろう業者が入ってくる余地はありませんし、そこでもし本当にそれで、信頼に足る業者がないのであれば、それは入札不成立ということもあり得るかもしれません。

それはやはり、ちゃんと業者の審査をして、それで本当に信頼に足る業者を選ぶことのできるプロセスというのは、この法律にちゃんと含まれておりますので、杉野課長がおっしゃった御懸念というのは、かなりの程度というか、ほとんど法律で払拭できると考えております。

小幡主査 大体、会場本部員の方にも請負先がかなりありますよね。だから、既にそういうふうに非常に開いていらっしゃるという実態がありますね。むしろ、公共サービス改革法でやった方が、そこら辺の危なさはなくなります。

杉野課長 その辺りの説明を重ねてさせていただければと、実は思っていたんですけども、私は決して先生方が御懸念されているように、官だから民だからといった不留意な議論をやると思っておりませんし、そういった議論はナンセンスだと思っております。

もう少しリアルな議論を、今日はさせていただきたいと思っておりまして、小幡主査がおっしゃるように、当然、守秘義務を課するのは当たり前であって、我々も守秘義務を課しているわけです。あとは、みなし公務員規定で贈収賄を防ぐということは。

小幡主査 それは契約で今は課してらっしゃるんですね。

杉野課長 そうです。ということは何だろうと思いますけれども、それは私は基本的には大前提だろうと思っておりまして、その上で、官と民というか、リアルな実態としてどっちがいいのかということ謙虚に考えてきたつもりです。

その結果として、やはり難しいと思っておりますのは、これまでの我々の経験から言っても、これは本当に季節労働ですから、小幡主査がここまで実際に委託しているではないかとおっしゃるんですけれども、委託して、結果的にどれだけ口すっぱく言って契約で縛っても、実際に業者が入ってきてやる時には、言ってみれば、そのときだけ、試験監督をやるための人を集めてきた、実態としては派遣業者的な業者が入ってきて、試験監督をやらせるということに実際なって、確かにそうですよね。年間を通じて、これだけのボリュームが何かあって仕事をやるという話ではなくて、ある瞬間、2月か3月だけに集中して、人海戦術でやるといったような状況ですから、実際には部分的にスタッフは足りないの、実は正直言って、やむを得ず厚生局の職員を担当でなくても集めて、去年もやったし、お前やれよと言ってやらせるわけです。

民間の方々にもお願いせざるを得ないんですけども、実際問題として、言葉は慎重に言わなければなりませんけれども、決してそういう類の業務を委託する場合には、それなりの能力、資質を備えたスタッフが集まった形で業者が来るといった形にはなっていないという実態がありまして、現に、我々はそういう業者の雇った方々の中で、ミスを頻発するものから、それを必死で防いでいるという実態があるということは正直に申し上げておきます。

小幡主査 それは、今のやり方だからそうなるんですよ。

要するに、結局、民間にインセンティブを与えられていないんですから、とりあえず自分でやっていて、このところだけやる人をかき集めてくるという形で民間で契約。秘密保持義務と言ったってそれは契約ですから、非常に危ない状態です。

そうではなくて、もっと民間にしっかりやらせるような、インセンティブを与えるような形で契約をして、公共サービス改革法のような形でやらせない、民間はしっかり働きませんよ。

杉野課長 インセンティブというのは、どの部分でインセンティブでございましょうか。

小幡主査 つまり、しっかり働いて、要するに、自分がこの仕事を完全に民間に責任を負わせるということです。それが、この公共サービス改革法の姿なので、ここだけちょっとアルバイトみたいな形の民間に委ねましょうというのだと、なかなかしっかりやってもられないんです。

杉野課長 現実の問題として、その大きな固まりで用意されるべき業務というのは、まさに試験会場における監督業務がメインになるわけでありまして、その部分について、どれだけ民間業者に、あるいはそこに集まるスタッフに、その時期だけの仕事にも関わらず、インセンティブを与えることができるのかということについては、私どものこれまでの経

験を踏まえると、経験則から言って、非常にそこは本当にそうだろうかと思わざるを得ないというのが、私どもの率直な感想でございます。

小幡主査 どうぞ。

内山専門委員 インセンティブとディスインセンティブがありますね。インセンティブというのはまさに、効率的にやることによってお金がもうかるとか、業者の信頼度が上がって、今後のビジネスがよくなるというのがインセントがある。ディスインセントとしましては、失敗すればこの業者はだめだということになる。

大事なものは、恐らく今は請負でやられたら、多分地方の小さなところでやられていると思いますが、今回例えばの話、特定の国家試験を全国一括で、市場化テストに出すということになった場合、それはかなりの大手業者が入ってくる可能性が高いわけです。そういった大手業者ですと、やはり今申し上げたインセンティブ、つまり、信頼が傷つくことによりディスインセンティブみたいなものを非常に強く感じるはずですので、そういう意味では、業者全体として非常にうまくこの試験をちゃんとやろうというインセンティブが非常に高くなるはずなんです。

杉野課長 内山専門委員にお返ししたいのは、その全国一律というのは1つの解決方法だとは思いますが、2月3月に集中する試験の全国的な大手の事業者というのは、具体的にはどんな事業者がいらっしゃるのでしょうか。私たちは想像がしにくいんですけども。

内山専門委員 それは具体的に市場化テストをやると決めてから、いろいろとヒアリングをすればいいです。

小幡主査 それは例えばの話、大学受験などを手掛けている予備校なんていうのがあるわけです。そういうところというのは、全国的な模試を、必ずしも2月3月ということではなく、定期的に1月に1回ぐらいやっていたりするわけです。

そういうところってたくさんありますね。ボリューム的にはもっとたくさんの人を相手にしていたりします。

杉野課長 そうでしょうか。

私どもが思いますには、そういうことを考えるよりも、官が優秀、民が優秀とは言わないけれども、現に、国家公務員試験を通過して採用されていて、能力が証明されていて、かつ、通常の別の業務をやりながら、その業務をこなしながらも、いざとなったらこういう試験のときに駆り出されて、言ってみれば、その局にいる限り、去年も経験して今年も経験するといった経験を持った方がやっていくということも、決して非効率だということにはならないのではないかと考えております。

あと、もう一つだけ加えて申し上げますと、これは実感として感じていただけるかなんですけれども、地方厚生局というのは、まさに厚生労働省の組織の一部でありまして、言わば厚生労働大臣の指揮監督権と言いましょか、人事権を含めて指揮命令下にある組織です。

こういう、ある種の危機管理の仕事というのは、官であれ民であれ、きちっとした組織で、本省と一体となって、人事権も最終的には行使するということを前提に、規律をとって仕事をする、緊張感を持って仕事をする。大げさに聞こえるかもしれませんが、本当にそうなんです。緊張感をもって仕事をする。それは人事権、予算権すべてを本省が握っているということを前提に仕事をするという方が、間違いは少ない。

それは仮に、民間で全部やるんだったら民間で全部やればいいと思います。民間に官が入る必要はないと思います。だけれども、どこまで行っても試験実施を含めて、本省が最後は責任を取り、かつ、責任だけではなくて、まさに毎回の試験で本省が指揮を取っている、そういう試験の実施業務の性格に照らしたときに、それは言ってみれば1つの組織で、指揮命令下で仕事をしていくという方が、私はミスが少ないだろうと思っておりますし、そこにあえて民間というか、別の指揮命令系統を持つ組織をかませるとするのは、それだけでリスクを負うと思っております。

浅羽専門委員 どうしてもよくわからないんですけども、おっしゃっている公正にか、完璧にというのは、当然そのとおりで、それは大前提だと思うんですけども、そこでかませない方がいいと言うんだったら、全部自分たちでやればいいのではないかと思わないでもないんです。ただ、現実にはできないということを課長さんはおっしゃっているし、季節労働は確かにそうだろうなと思います。

それで、実際にはやむを得ず、押さえるためにというようなことがありますけれども、本省さんできちんとグリップを握っていれば、ある程度できるのではないのかなと思います。相手先にどんなところがあるのかという投げ掛けがありましたけれども、例えば、個別方式であれば、実際に今、大学入試センター試験を請け負っている大学がもしも手を挙げたら、それはできないと言うのか。

全体を通して言うのであれば、例えば財団法人の金融財政事情研究会、いわゆる金財ですね。いろいろと資格試験等、重みが違うというのはそのとおりかもしれませんが、種類が違うというのもそのとおりかもしれませんが、やっている内容として、果たしてちゃんと公正にできないのかというと、どういう業者とか、民の中でもいろいろトラブルもあり、本当そのとおりだと思いますけれども、例えば大学が手を挙げたとして、一定の要件を満たしている。そこがトラブルを起こせば、当然大学としては、先ほどディスインセンティブという話もありましたけれども、それは大問題ですね。

同時に、金財のような財団法人が手を挙げてもいいわけですね。もしくは経済法令みたいな株式会社が手を挙げてもいい。そういうようなところも失敗すれば、ほかで資格試験の業務をやっていますので、それも信頼性そのものが吹っ飛ぶ話ですから、現在どういうところに請け負いをやっているのか私どもは存じませんが、現在の請負先よりも、もしかしたら非常にきっちりやってくれると思えるところと、実際に市場化テストをやれるのではないかと思うんですが。

お聞きしていると全部だめというようなことを言われている感じで。

杉野課長 全部だめと言っているわけではないんですけれども。

浅羽専門委員 ケースによって、絶対に民にやらせろとか言うんでなくて、市場化テストの結果、だめならだめでいいと思うんです。

そういう経済法令とかが仮に手を挙げたとしても、君たちではだめですとなれば、それはそれまでなんですけれども、それ以前のテストをというの、どうしてなのかなど。やはりよくわからないんです。

杉野課長 ですから、同じような議論を、同じようないろんな国家試験のときに議論ができるんだと思うんですけれども、横並びに見渡してみたときに、市場化テストは私も絶対全くあり得ませんということ、さっきから言っているわけではなくて、ただし、試験の性格から言って、市場化テストをやるにしたって、まず市場化テストになじむ世界と、なじまない世界があるのではないかと思います。

なじまないというか、よほど慎重に構えなければ、ただ単に失敗して、その会社が責任を取ればいいですよ、大学が責任を取れば終わりという世界ではなくて、これは失敗は許されなくて、常に年1回のこの試験を確実にやり遂げる。かつ、それは世間的に見ても、それはそういうものでしょうと見られる可能性がある国家試験が、それは1つには私は司法試験だと思いますけれども、1つには医療関係の、人の生命をあずかる資格試験、あるいは最近話題の1級建築士がどうなのかは、私はわかりませんが、おのずとそこに軽重があるのではないかと考えております。

先生方と議論をしていて、そんなに私は違和感を持っているわけではないんですけれども、同じ水平線で、同じ議論をやっている、正直これまでの現場経験とか、あるいは私どもの試験の性格から考えて、そうですねとは申し上げにくいなと考えております。

小幡主査 多分、これまでの現場経験でリアルな話、現実のままに浅羽専門委員がおっしゃるように、そんなに実施の全部を国が引き受けなければいけないんだらば、何でこんなに委託しているのという話になるわけです。

それで、現に今、民間にこれだけ委託していらっちゃって、その結果、心配だとおっしゃるわけですね。ですから、それはさっき申し上げたように、今の委託のやり方は非常によくない。危ないと思います。

ですから、危ないから本当に確実にやりたいんだと言うのであれば、これから今の状態、結局予算はかけられないんです。

これを今、危ないから民間委託を引き揚げて、もっと公務員が自分でやるように、監督員も自分で賄うなんて無理なんです。だったら、別のやり方を考えていった方が、むしろリスクを逆に減らすことになるんです。それでそういうふうに申し上げている。

根本的な違いは、やはり我々は例えば、試験の出題であるとか、合格者の決定だとか、そんなものを市場化テストしろと全然言っていないんです。これは信用のある、国民みんな、国がやってくれるだろうと思っているんです。

今、申し上げているのは、その実施についてまで国民がそんなに絶対に公務員の出先機



関がやらなければいけないとみんなが思っているって、そこまで思っていらっしゃるとしたら、それは少し、今の状況を理解していらっしゃらないのではないのでしょうか。

杉野課長 そうは申し上げていません。先生そこは私は申し上げていません。

国民が期待しているのは、間違いがないようにやってもらわなければいけないと見ているはずだと申し上げたわけであって、公務員がやらなければいけないと国民が言っているとは申し上げていません。

小幡主査 まさにそうなんです。

ですから、間違いがないようにやる。では、公務員だったらば何で間違いが絶対にないと言い切れるんですかということです。

杉野課長 公務員だったら間違いは絶対ないとも私は言っていません。

小幡主査 そうすると、結局ほぼ合意に達することになるわけで、公務員だからということはないでしょう。間違いがないようにやればいいわけですね。

杉野課長 絶対に間違いがないとは私は言っていませんけれども、これまでの経験や今のシステム全体については。

小幡主査 ですから、今までの経験というのは非常にまずい状況なんです。要するに、契約でだけ秘密保持義務を課し、かき集める形で部分的にだけ人が足りないからと言って頼んでやっている。そういう状態が非常に危ない。

ですから、今の経験で市場化テストができないとお考えであるとすれば、それは前提が違う。

今の市場化テスト公共サービス改革法というのは、法律上こういうふうに制度化されていますので、民間に委ねても間違いがないようにつくった仕組みなんです。

ですから、そこは普通の契約でだけやっている民間委託と違うという理解をしていただかないと。

杉野課長 システムとして大変御立派なシステムだと私は思っておりますけれども、このシステムそのものも始まったばかりでありますから、絶対に間違いがないとは言えないわけですね。

小幡主査 でも、それは官が自分でやっても絶対に間違いがないとは言えないかと思うんです。

杉野課長 そうですけれども、そういう御主張も結構ですけれども、このシステムであれば、今の我々のやり方よりも必ずよくなるんだということについては。

小幡主査 効率的にはなるでしょう。つまり、費用の点で考えていただきたいです。

杉野課長 それは実証しなければいけませんね。ですから、我々としてはもう少し、入試センター試験も含めて、実施状況を見定める必要があるのではないのでしょうか。

小幡主査 例えば、情報処理推進機構の場合は、従来経費に対して3割減ということになっています。

杉野課長 ですから、効率化だけを求めるのなら、それで結構だと思います。

しかも、情報処理技術者は先ほど申し上げたように、これは職業資格とは直結しない、能力試験ですね。そういったものであるならば、まず効率化ということ優先することも、国民的な支持を得るのかもしれませんが。

だけれども、そういう試験ばかりではないということ、先ほどから申し上げているわけでありまして。

小幡主査 だから、間違いがないように国民に求められている試験ですね。それを前提として、市場化テストにすると間違いが多くなるということ、これを前提として言ってらっしゃるからいけないのであって、公共サービス改革法でやれば間違いがないように、民間に実施についてやっていただけるという仕組みを制度としてつくったわけです。

それは法律としてつくったわけだから、厚生労働省さんも、国の組織の1つでいらっしゃると思いますので、そこでこの法律の出来が悪いと言われても困るわけです。

杉野課長 いえ、そうは申し上げておりませんが、我々が今、これを執行しているのも、法律に授權されて、このシステムを動かしているわけでありまして。

ですから、先生が新しいシステムに乗るべきだと言ったときに、先生はそれによってより効率的になり、かつ、安全性、公正性を担保できると推定されているかもしれない。

我々はそう推定していないということですから、そこはもう少し時間を見て、状況を確認していただく必要があるのではないのでしょうかということをお願い申し上げます。

内山専門委員 演繹的なロジックの実証の問題で話が割れていると思います。

実証的データがまだ足りないということは、それはそうかもしれませんが、ただ、我々はあくまでも演繹的なロジックの問題で今、議論していると思うんですが、そのロジック自体で擦れ違いがあると思うんです。

ただ、民間に任せるとミスが起こるとおっしゃっていますが、では具体的にはどういうミスが起こり得るんですか。

リスクという言い方をされたと思いますが、リスクというのはどういうリスクですか。

杉野課長 どういうリスクか。

内山専門委員 民間に任せただけの場合に、市場化テストだっただけの場合にミスが起こるリスクとは、具体的にはどのようなものを想定されていますか。

杉野課長 想定というか、実際のことをという意味でしょうか。

内山専門委員 実際に起こったことがあれば。

小幡主査 それは今の民間に委託している民間がでしょう。

天童室長 でもそれは、今の市場化テストを導入しても、大きな会社でも、実際、人を集めるわけですね。

小幡主査 何を、どういうことがということを内山委員が。

内山専門委員 具体的にどういうミスですか。

天童室長 時間的なミスがまずあります。

内山専門委員 試験時間の間違いです。そういうことですね。

天童室長 その会場だけ1教室であっても、延長するとかということに絶対なりますね。  
小幡主査 それは国立大学だったりして。

浅羽専門委員 そういう話をされると、大学入試センターを私たちは3人とも、それこそ嫌々やらされてというか、ヒアリングのときに、今、国立大学法人も民間になっていますので。

大学センター試験の話が出ると、どうしても違和感があるのが、独立行政法人とはいえ、大学入試センターは非特定独法ですね。ですから、あそこでやられている方は公務員ではないですね。

杉野課長 元公務員の方がいっぱいいます。

浅羽専門委員 元公務員の方がたくさんいますけれども、そうではない方もいます。基本的な呼び方としては独法職員の方でいらっしゃるんですね。

官か民かという言い方をしたら、組織としては政府の事業の実施主体ではありませんけれども、やってらっしゃる方は民間人に入ります、国家公務員ではない。そういう民間あるいは民間と純粹に言っているのか微妙なところでもありますけれども、公務員でない方が、主宰と言うんですか、正式名称は、主管して。

杉野課長 協働してやっているという形ですね。

浅羽専門委員 協働してやっていますね、あれは。

そういうふうにもまだやっている実態がある中で、実際それでトラブルも、当然私たちも存じておりますし、目の前でもヒアリング試験のときに靴を脱げなんていう話まであるぐらいですから、時間の早い遅いなんていうのは山のようにあります。

それも全部マニュアルで対応していて、対応できない場合にはルールが決まっています本部に聞いて指示を仰ぐ。その本部の方が国家公務員ではない方が、ただ独法で元公務員の方がほとんどでしょうけれどもやってらっしゃる。絶対に官でなければいけないとおっしゃっていない。確かにそのとおりです。

実際に入試センターの状況なども、いろいろと総合的に判断してから、慎重に判断してもいいのではないかとということも、そのとおりだと思うんですけれども、非特定独法で、あれも資格試験ではないですが、非常に重大な試験で。

杉野課長 先生もおわかりのとおり、あれは要するに、もう少しリアルな議論をすれば、おっしゃっているように、実は入試センターというのは、もともと独立した人の採用をやっていませんから、もともと国家公務員として採用された方々が出向して、現在でもそうでもありますけれども、実際には運営されているというのが前提になっていて、一定の資質を持った人が集まっていて、かつ、最も大きいのは、入試センター試験の場合は、各大学の事務職員を含めて先生方の本当にボランティア的な御尽力をいただいて、初めて成立をしています。そういう実態があるわけです。

なぜならば、大学入試センター試験というのは、一応建前としては、入試センターがやっている試験というよりも、大学自身の試験を入試センターがお手伝いをしているという

建前になっているから、どうしても私立大学を含めて参加されている大学の教職員が、ある意味ボランティア的に参加をされることによって、システム全体のクオリティーが維持されているわけですね。

浅羽専門委員 でも、おっしゃられるリスクのものは、全く同じようなこと。そのとおりだよなと、そうおっしゃられてまずは実感ですというのは、確かにそのとおりだと。一般の方では、なかなか時間程度と思われるかもしれないけれども、その時間はすごい大切だということは、まさにわかるんです。

ただ、わかるからこそ何でそれが。

小幡主査 それが公務員であれば、開始時間のミスがなく、民であれば開始時間のミスがあるというのは何ですか。

杉野課長 そう言っているわけではなくて、現実の問題として今やっているシステムは、たまたま官が中心になってやっていますけれども、官の人たちが中心となって動かしているシステム、それは官だからと言っているわけではなくて、言ってみれば、そういう人たちが集まっていて、それが中心になって、部分的に民というか、そういう業者の方に手伝ってもらっているというシステムを見た場合に、いろいろ懸念があるということを言っているわけで。

小幡主査 お気持ちはわかるんです。

杉野課長 私は官だから民だからと言っているつもりはないわけです。

センター試験の場合も、官だから民だからと言っているわけではなくて。

小幡主査 要するに、今のシステムがいいとおっしゃっているということですか。

杉野課長 システムとして、どのシステムの方がより優れているかということ言っているわけで、入試センター試験の場合も、官だから民だからとか私は一言も言っていないです。

入試センター試験の場合も、私はよく知りませんが、少なくともこれまでのシステムというのは、今言ったようないろんな力学が働いて、見事にうまく、国家公務員にある国立大学の時期もありましたね。国家公務員としての教員が採択もあったし、まさに民と言うんでしょうか、私立大学の先生もされている部分もあるけれども、少なくとも、そもそもそれは大学の仕事であるという建前があって、したがって、逃げられないんだという建前があって、嫌々ながらも、大変だなと思われながらも、教職員の先生方がある程度こぞって協力をしてもらっていたというところで、相当のクオリティーが維持できたという現実があったということを申し上げているわけで、そのリアルな議論を、我々の場合もさせてもらっているつもりです。

小幡主査 今のリアルさは。

杉野課長 派遣職員とかではなくて、教職員がそのシステムを維持してきたということです。

内山専門委員 恥を忍んで言えば、私も東大で入試員を何年もやったのでわかりますけ

れども、そういった事務的な仕事に関して、大学の教員ほど当てにならない人種はありません。彼らをうまく統制してやって、ちゃんとできるんですから、それは民間でやらせても大丈夫です。

それから、先ほど人事権とおっしゃいましたけれども、例えば、試験時間が遅れたから担当者が飛ばされるということはあるんでしょうか。それはないでしょう。

杉野課長 それは、何かの結果、医師国家試験が新聞で大批判を浴びると、入試センター試験はしょっちゅうありますね。そういったことが仮にあったとすると、当然ながら処分の対象でしょうね。

浅羽専門委員 勿論それはそうです。

杉野課長 それを今、防いでやっているわけです。

浅羽専門委員 そういった意味での社会的なサンクションというのは、まさに市場化テストでもそういった仕組みを用意されているということ、先ほど我々も申し上げている。

小幡主査 今の状態も、現実にもう民間がかなり入ってらっしゃるわけですね。この表を見れば明らかですけども。

杉野課長 ただ、責任者は常にそこは地方の厚生局の職員が立っていますから。

小幡主査 責任者はどういう形にいるかというのは、それは仕組みのつくり方ですから。

杉野課長 こういった国家試験というのは、その会社がたたかれたら終わりというわけにはいかないですね。

1回でもミスをして、今回の医師国家試験の公正性が疑われるというようなことがもし、たたかれたら。

小幡主査 官がやってそうなったらどうします。社会的責任というのは。

杉野課長 そういうときには厚生労働大臣が辞職するかもしれませんよ。

小幡主査 そうというような形で。

杉野課長 なりますでしょうね。

小幡主査 市場化テストでやっても結局、市場化テストの仕組みの責任を取るの、官しかありませんから、官が社会的責任を取る。つまりそれは同じですね。

浅羽専門委員 ですから、発注主が責任を取るとというのは、どの世界でも基本です。勿論、発注先にも責任を負わせますが、発注元が責任を負うというのは当然です。

その場合は、市場化テスト後であっても、それこそ大げさな話かもしれないですけども、厚生労働大臣の首が飛ぶと課長がおっしゃいましたけれども、究極は結局そのことだと思います。同じだと思います。

杉野課長 それは意味がある議論なんじゃないでしょうか。

小幡主査 だから、官がやっても民がやっても、それは社会的責任の問い方は同じことになります。ということをおっしゃっています。

つまり、民がやると社会的責任を問えなくなるみたいなこと、それは結局、官が取るん

です。

杉野課長 いや、それはそうでしょう。

小幡主査 さっきも申し上げましたように、官がやったからミスがないということはないとおっしゃいましたね。だから結局そこは同じではないですか。仕組みの取り方ですか。

杉野課長 同じではないですね。

小幡主査 それはそういうふうに言われるかもしれないけれども、そう言われてしまうと話が進まないわけです。

要するに、前提にあるのは、官がやる今の仕組みであればミスがないと言っているのと同じことなんです。でもそれはだれも、みんな納得していません。

杉野課長 そうは言っていません。

小幡主査 そうであれば、何を求めているか。一番効率的であるべき姿を求めているわけですから。

杉野課長 市場化テストをするのならば、市場化テストをしても、わかりやすく言えば無難なところからやってみてくださいと申し上げているわけでありまして。

小幡主査 国民は別にここをやって、無難ではないと思いません。

だからそこは、思われているのはよくわかりますが、それは公共サービス改革法をつかって、そういう形でこれも法律を通したんですから。

杉野課長 法律が通ったことを否定しませんし、その法律の存在意義は認めますけれども、その法律が通ったから、医師関係の試験すべて、市場化テストをやらなければいけないということにはなりませんね。

小幡主査 それは出先機関の改革という話で、今、地方分権も進んでいます。今、出先機関についてはまず、地方分権の話は来ていると思います。

我々の方では、出先機関について、出先機関というのは性格上、実施というのが当然多いです。そうすると、この出先機関がやっている業務について、この話というのは地方には行かないでしょう。

そうであれば、まさに国が統一的にやりたいと思っている試験は、出先機関ごとに差があってははいけません。近畿は近畿なりの特色を持って国家試験の実施をしたいということはありません。

そうであれば、何も出先機関にやらせなくてもよいわけであって、一手に国が引き受けて、そしてどんと市場化テストに出せば、より効率的でしょうということをはっきり言って申し上げたいんです。

我々は、出先機関ごとに市場化テストをやれと言っているわけではないんです。

杉野課長 我々もそこを前提にしていません。

小幡主査 統一的にやりたいと、私はまさにそう思います。地方ごとに特色を出したくないと思います。

そうであれば、きちんとマニュアルで縛った形で市場化テストに、要するに、今、小さ

なマニュアルを任せてやるという話をしましたけれども、そんなことも必要ないわけであって、国が一手に引き受けて、全部統一的にやる。

どうせ、何かあればすべて、国の本部に問い合わせが今でも来ているわけです。地方の出先機関自身で判断するということはまずないでしょう。それは統一的な処理を確保したいわけです。

杉野課長 そうですね。

小幡主査 そうであれば、国が引き受けて、市場化テストに出せばよろしいのではないかと申し上げています。

それから1点、時間がなくなるので確認したいんですが、今ユーザーというか、応募をしてくる人というのは、出先機関はどういうふうを選んでいらっしゃるわけですか、受験者は。

天童室長 それは居住地なり、その大学がまとめてとかです。

小幡主査 どちらと決まっているわけですか。

天童室長 決まっています。別に東京の人が北海道、札幌で受験しても構わないです。

小幡主査 それは全く自由ということになっているんですか。

天童室長 そうです。ただ、大学でまとめて、東京都内の医学部であれば。

小幡主査 例えば、北海道大学の医学部の卒業者も、東京で受けるというふうにはできる。

天童室長 という方もいますし、現実にできます。

小幡主査 そうであれば、何も出先機関のごとくに区切る必要はないでしょう。これは大学とかそういうところで、ここの大学は全部ここという出先機関の管区が決まっていれば、それはそれで合理的だけれども、自分の自由なんですね。

天童室長 それは自由ですけれども、大学自身で決めているところもあると思います。北大だったら札幌で受けると。

小幡主査 受けると、大学が指示をするんですか。

天童室長 ですから、一括で受験の願書を申し込みに、厚生局に来るというところもあります。

小幡主査 それは試験にもよるとは思いますけれども、いろんな試験があって、大学の卒業とそんなにきれいにリンクしていないのもあるかもしれないでしょう。

天童室長 それは既卒の方が多いですね。もう大学を卒業して、何回も国家試験を受けて受からないで、北大の人が東京に来ているとか、そういう場合は考えられます。

あとは養成所、大学ごとに一括で申し込んでくるのが多いというのが現実です。

小幡主査 だから、そもそも管理の仕方として、出先機関に必ずやらせるというメリットが一体本当にあるんでしょうか、そもそも。

これはずっと前から出先機関がやっているわけですか。

天童室長 そうです。昔、先ほど、地方厚生局のが2枚ありましたけれども、地方部局というのが平成13年になる前は、地方部局のところでやっていました。

杉野課長 書類のやりとりがつきまといますから、写真の確認や、本人の写真であるかどうかの確認など、書類のやりとりがつきまといます。

小幡主査 でもそれは居住地の場合もあるわけでしょう。

杉野課長 ですけれども、おおむね住んでいるところに近いところに受付があれば、それは受験者の便利に供するというの一般的なのではないのでしょうか。

あえて、そのためだけに設けている地方部局ならともかくとして、それはそういうものがあって、ほかの仕事もやっっているながら、あとは受験者の便を考えれば、全くネットだけでのやりとりなら別でしょうけれども、写真をはった受験票も含めて個別にやっていますから。

小幡主査 郵送ですよ。

杉野課長 郵送でしょうけれども、トラブルしたときには窓口に来てもらうということも必要になってきます。

天童室長 持参もあります。

小幡主査 例えば、司法試験なんていうのは1つのところでやっていますよね、本省のみでやっていますね。大事な試験ということでしたけれども。

でも、余り言うては何ですけれども、あそこも民間委託をしているわけです。自分だけではやっていないです。受けるところはちゃんとあるわけですね。

ですから、統一的というところで、そもそも出先機関がやらなければいけないかという、そもそも論があると思うんです。それで本省でやったときに、本省は多分、一番効率的なやり方はどこかに、こういう市場化テスト等を使って投げるとというのが、恐らく安全という面、サービスの質の面で言えば一番よいでしょうから。

浅羽専門委員 先ほど杉野課長が、重みが違うという話をされていましたが、ここで1つだけ、私から質問させていただきたいんですが、ほかの府省庁のことは置いておきたいと思います。

今回、12まとめて、非常に大ざっぱな伺い方で、本当はもっと一つひとつ精緻に聞いていった方がいいんだろうと思いつつも、時間の制約もありますし、あと結構似ている業務だろうと私どもは判断して、12にまとめた話でさせていただきました。

仮にこの12の中で、重み軽みというので軽いものからやってくれということを課長、やったらいかがですかとおっしゃっていましたが、この12の中で、軽重を付けるとするならば、市場化テストにこれだったら行けるのではないかというものは、どれになるのでしょうか。

杉野課長 その質問は非常に難しいんですけれども。

浅羽専門委員 それはわかりますよ。ただ、やはり重み軽みというのがどうしてもイメージしづらいところがあって。

杉野課長 お答えしますけれども、ストレートにはお答えできないところがありまして、1つは全体として、どれも医療行為を伴いますから重いと思っておりますし、同時に、こ



ういったものをバラバラにやるのではなくて、一括して、今の地方厚生局の職員が担っているからこそノウハウは蓄積されて、効率的にできているとっておりますから、切り売りはかえって非効率だと思っております。

浅羽専門委員 切り売りが非効率だという前提の上で、でもあえてというようなことは、課長何かおっしゃられることは無理ですか。

杉野課長 あえてありません。どれも医療行為に関わる問題としては、やはり非常に重たいと思っております。

小幡主査 医療行為なんですか。

浅羽専門委員 おっしゃることはわかりますし、言いづらいということもわかるんですが、あれほど重み軽みでやれそうなものから、という発言がありましたので、聞きたくなるのが人情だと思うんです。

杉野課長 まず、職業資格に結び付かないものからやられたらいかがでしょうか。私が言うのもなんですけれども、能力認定試験みたいなものから始められると、社会的な影響力は、仮にテストが失敗したとしても、大きなミスが起こったとしても、それをもって、このシステムが失敗だという批判には直結しないだろうと思われませんが、いかがでしょうか。

小幡主査 どうも大前提として、失敗するということを前提とされているんですね。

杉野課長 テストというのは、必ずしも成功するかどうかわからないところもあるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

小幡主査 市場化テストは名前の問題で、誰もテストだとは思っていません。

内山専門委員 もともと官でやるのと民でやるのと、どちらが効率的にうまくできるかをテストするという趣旨ですから。

杉野課長 同じことですね。

小幡主査 それは相当違います。サービスは同じものという前提なんです。ですから、それは先ほどから課長さんもおっしゃっているように、官がやれば間違いがないということはないでしょうと認めていらっしゃいますね。

サービスは同じで、それをどちらが効率的にできるかというのをテストしようと言っているんであって、失敗するかどうかテストしようというのでは全然ありませんから。そこは誤解のないように。

杉野課長 失敗は伴い得ますよね。

小幡主査 それは官が今までやってきたって、こういうふうに個別に民間委託していたら、いつ何が起きるかわかりませんよ。今の状態では。

杉野課長 起こったときには我々が責任を負うだけです。

小幡主査 責任を負うのは同じだというのは、先ほどから申し上げているんです。

杉野課長 ですけれども、そのテストに乗らなければいけないという義務はないですね。

内山専門委員 義務はないかもしれませんが、積極的に考えていただく義務はあると思

います。

小幡主査 それを初めから放棄するのはどうですか。国民に対してやはり、自分のやっているサービスが、どういう意味を持って、国民に対してこのぐらいの費用をかけて、自分たちとしてはこれが精一杯必死だと今お考えになって、拒否されているのかもしれないけれども、もう少し柔軟に考えると、いろいろ新しい仕組みもあるんだから、もっとよくなるんだったら、それが国民に対して果たすべき責任なのではないですか。

義務ではないとおっしゃいましたが、そうやっていたら、新しい改革は一切できませんよ。今までやってきて、どんどんできるところだけ民間に出して、それでいいだろうというのは、言い方が悪いですけども、それは今までやっていたものの中の惰性でやっている、逆に言うと、どんどん民間委託をやらざるを得ないと見ざるを得ないわけです。

そうであれば、今、我々はせっかく出先機関について、こういうふうな市場化テストのチャンスがありましたので、積極的にお考えくださいと投げているわけで、初めからそれを、リスクを一步でも踏み出し、今やっているのがそのまま行くのが楽なのは、確かにわかります。

杉野課長 そんなこと全然申し上げていないじゃないですか。

小幡主査 いや、そんなことないじゃないですか。全然考えられないとふうにおっしゃるといふことは。

杉野課長 全然考えられないと何か言いましたか、私。

小幡主査 いや、ほぼそういうことをおっしゃっています。

杉野課長 後で議事録を確認してもらっていいですね。

小幡主査 そうであれば、考えていただけるといふことですね。

杉野課長 いいえ、それは優先順位から言って、我々の方はより慎重に検討していただくべきではないでしょうかと、先ほど申し上げたんです。

小幡主査 優先順位と言いますか、我々はほかも含めて、試験の実施についてはこれは民間に出せると結論を出しています。

はっきり言って、それほど規模の小さいものをしていただいてもしょうがないわけです。国民に対して、やはりよりサービスを効率的にと言うためには、ある程度の効率性の結果が出せるものでなくては困るわけです。そこで、これについて選んでいるわけです。

ですから、それについては優先順位云々と、そちらが言う立場ではなくて、我々としては、そちらの業務を優先順位で上につけて、そしてヒアリングをしています。

ですから、優先順位がほかのものと、そちらが返されても仕様がなかったので、はっきり言って、我々はもうそういうことで狙って、これをやってくださいという形で投げているわけです。だから、それで考えてくださいといふことです。

杉野課長 考えた結果を今日、御報告申し上げたということでございます。

小幡主査 まだヒアリングを全然わかっていただけていないと思いますので、今日、非公開というのは、そちらがいろいろ国家試験業務について機微にわたるようなこともある

から、非公開にしてくださいということで、我々は非公開にしました。

ただ、やはりこういうサービスの在り方についての考え方というのは、もしかすると、そちらがそれほどかたくなであれば、もう少し公開にして、国民に聞いていただいた方がよいかもしいかなと、私はちょっと思ったんですが。

ただ、今日のところははっきりして。

杉野課長 結構です。資料さえ、ちゃんと押さえていただければ、また発言も制約されるかもしれませんが。

小幡主査 制約されたら困るので、ということで非公開にしたんです。

杉野課長 資料についてはです。

小幡主査 いや、発言についても。

杉野課長 資料を前提とした発言になりますから、今日は。

浅羽専門委員 ちょっと細かい話で申し訳ないんですが、その非公開の部分のところのデータの説明をしていただきたいんですが、例の経費の細かい数字です。

この中の人件費（アルバイト）に、休日出勤の厚生局員向けのお金が入っているという御説明を、たしか室長からいただいたと思うんですが、この中の近畿厚生局の数字を見ますと、この人件費（アルバイト）がゼロとなっているんですが、これはどういうふうに解釈すればよろしいんでしょうか。

もし、それが入っているのであれば、確かに監督員数、近畿厚生局はゼロなんですが、会場本部員が全部で87名、累計出ているという数字をいただいておりますが、ゼロというのはどう考えればよろしいんでしょうか。これはボランティアで出ているんですか。

天童室長 確認しないと、正確にはお答えできないんですけれども、1つの推測では、代休を取っているのかもしれませんが。

杉野課長 勤務日の振替えです。

天童室長 そこはちょっと、確認しないとはっきりお答えできません。推測です。

小幡主査 わかりました。ちょっと時間がまいっておりますので、いきなり今日お呼びして、いろいろお立場もあろうかと思っておりますので、直ちに即答というのは当然無理だと私どもも思っておりますが、今、議論させていただいた中で、もう少し柔軟に、この公共サービス改革法の趣旨を理解して、お考えいただきたい。

先ほど、浅羽専門委員からございましたけれども、この12の試験について、必ずしも全部でなくとも、あるいは何かという可能性もないわけではないと、私どもも思っておりますので、是非、いきなり即答は無理だと思いますので、前向きに考えていただきたいと思えます。

私どもの方でも、分科会の方にまた今日の議論を戻して、そちらに第2次ヒアリング等も含めて御相談いたしたいと思えます。

本日は御苦労さまでした。それでは、本日の地方出先機関分科会は終了させていただきます。